

令和元年度

取手市財政健全化審査意見書

取手市監査委員

## 目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
	(1) 総合意見	1
	(2) 個別意見	2
	(3) 審査意見	2

## 令和元年度取手市財政健全化審査意見書

### 第1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

### 第2 審査の期間（予備審査の期間を含む。）

令和2年7月13日から同年8月18日まで

### 第3 審査の概要

この財政健全化審査は，市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第4 審査の結果

#### （1）総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 記

（単位：％）

健全化判断比率	令和 元年度	平成 30年度	増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	備考
①実質赤字比率	—	—	0.0	12.23	20.00	黒字により 比率無
②連結実質赤字比率	—	—	0.0	17.23	30.00	黒字により 比率無
③実質公債費比率	7.1	7.5	△0.4	25.0	35.0	
④将来負担比率	36.6	31.4	5.2	350.0		

## (2) 個別意見

### ① 実質赤字比率について

普通会計に相当する一般会計及び特別会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和元年度の実質赤字比率はなく、良好な状態が保たれていることが認められる。

### ② 連結実質赤字比率について

普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に関する特別会計も含め、当該団体のすべての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和元年度の連結実質赤字比率はなく、良好な状態が保たれていることが認められる。

### ③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。令和元年度の実質公債費比率は7.1%となっており、前年度より0.4ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態が保たれていることが認められる。

### ④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和元年度の将来負担比率は36.6%となっており、前年度より5.2ポイント増加したが、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態が保たれていることが認められる。

## (3) 審査意見

令和元年度一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率は、早期健全化基準を相当程度下回っていることが認められた。

しかしながら、早期健全化基準の数値は、地方公共団体に財政健全化計画の策定を義務づけて自主的な改善努力を促し、財政の全体像を明らかにさせる指標であり、現状がその指標より良好であっても、その状況にあまんじることなく、他の自治体の比率等と比較し、自身の立ち位置を確認しながら、より一層財政の健全化を図ることを望むものである。引き続き、持続可能な財政基盤の確立に向けた取り組みを進められたい。